

仕 様 書

1. 委託件名

令和4年度 MICE 拠点育成支援エリアプロモーション強化のための映像制作業務委託

2. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

3. 目的

財団では「東京ビジネスイベント先進エリア」及び「多摩ビジネスイベント重点支援エリア」（以下「エリア」という。）の MICE の誘致・開催に向けた取組を支援している（※）。またエリアの特徴や魅力等、専用ウェブサイト（Tokyo MICE Hubs）を通じて発信している。

ポストコロナを見据え、東京に更なる MICE の誘致を促進するためには、東京が様々な魅力を持ち合わせた MICE 開催都市である必要があることから、本事業では、『All Tokyo』をテーマにエリアの魅せ方を改めて強化し、国際競争に勝ち東京での MICE 開催を主催者等に訴求する効果的なプロモーション映像を制作する事を目的とする。

（※）支援エリア

＜東京ビジネスイベント先進エリア＞

大手町・丸の内・有楽町エリア	赤坂・麻布・六本木エリア	臨海副都心エリア
日本橋エリア	品川・田町・芝・高輪・白金・港南エリア	渋谷エリア
浜松町・竹芝・芝浦エリア	-	-

＜多摩ビジネスイベント重点支援エリア＞

八王子エリア	立川エリア
--------	-------

（参考）MICE 拠点育成エリアの専用ウェブサイト

Tokyo MICE Hubs : <https://tokyomice.org/jp/>
<https://tokyomice.org/index.html>

4. 契約期間

令和4年8月26日から令和5年3月31日まで

5. 委託概要

以下の業務を行うこと。

ア. 映像制作に関する企画・立案

映像シナリオ（絵コンテ等の映像の流れが分かる資料等）の作成の企画・立案

イ. 映像撮影・編集

- 映像シナリオに基づく映像の撮影（ハイビジョン）・編集
- ウ．映像のデータ化
- 映像を動画データとしてメディアに記録

6. 委託内容

(1) 企画・立案

下記の映像テーマについて、財団と協議の上、表1に記載する対象者・目的・上映機会・編集方針・内容（例）・前提とする情報・映像時間に基づき、企画書を定め、映像シナリオを作成すること。

- ア．映像テーマの企画書を作成する。企画書には、映像タイトル、制作方針、映像構成、表現方法（状況設定・出演者の使い方）等について記載すること。企画にあたっては、事前に財団と十分調整すること。
- イ．企画書に基づき、台本を作成する。台本は事前に財団に提出し、十分調整すること。また、財団より修正を求められた場合は速やかに修正を行うこと。
- ウ．映像制作に必要なディレクター、スタッフ、出演者、機材、施設、車両及び消耗品等の準備、管理を行うこと。

表 1. 制作する映像

映像テーマ	『All Tokyo』としての MICE 開催都市・東京の魅力訴求
訴求対象者	・国内外の MICE 主催者や参加者、開催地の決定権者 ・国内外のミーティングプランナー等、MICE 関連事業者（DMC、PCO、ホテル、イベント会社等） ・MICE 業界メディア等
目 的	東京が様々な魅力を持ち合わせた MICE 開催都市であることを世界に認識してもらい、MICE 開催候補地として東京を選定してもらうため
上映方法	・Tokyo MICE Hubs サイトでの公開 ・東京都及び東京観光財団、各エリア主催のイベント等での上映 ・メール／SNS 等のご案内 等
編集方針及び訴求したい内容	1. MICE 開催地としての東京の魅力を十分に伝える内容かつ、ポストコロナにおいてリアル開催することの重要性を伝える内容とすること 2. 各エリアが持つ強みや特徴を生かし、かつ、互いを補完し合う連携によって、東京全体で様々な魅力をもった MICE 開催が可能であることを訴求する内容とすること 3. 躍動感のある映像を含めるなど、視聴者の興味を持続させる工夫を取り入れること 4. 一貫性のあるわかりやすい構成やストーリーとすること

	5. 各施設の紹介にとどめず、実際に MICE を開催した際のイメージをつかめるよう、利用シーンも映像に含めること 6. 多様な宗教・文化等に十分配慮すること 7. SDGs、DX 等業界のトレンドに則したコンテンツを含めること 8. 全てのエリアを公平に PR できる方針にて撮影・編集を行うこと
映像時間	最適な映像時間・本数を設定し、財団と協議の上決定すること
ナレーション・テロップ	・ナレーションを入れることは想定していない（ただし、効果的である場合には入れることも妨げない） ・テロップ挿入の場合は英語とし、ネイティブチェックを必ず入れること
BGM	BGM は本映像のイメージに合う適切なものを選定し、オリジナルの楽曲もしくは著作権フリーのものを使用すること
映像使用期間	概ね 3 年とする
その他	別途、財団が実施する『令和 4 年度海外ミーティングプランナー及びメディア招請に係る旅行（ファムトリップ）手配等及び海外 MICE 専門媒体への広告出稿業務』との有機的な連携を行い、ファムトリップの様子についても撮影すること。また、その動画も映像に含めること。 （参考） https://www.tcvb.or.jp/jp/agreement/2022/0630_4725/

(2) 映像撮影

財団との調整を経た台本に基づき、以下の通り取材、撮影、編集、MA、オーサリング等を行い、完成させること。

- ・映像のアスペクト比率は 16:9 とする。
- ・撮影は、ハイビジョン（HD）方式により記録すること。大型スクリーン（200 インチ程度）等での上映も考慮に入れ、相応の画質・品質とすること。
- ・野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積に含めること。
- ・撮影時間に設営、リハーサル、撮影、撤去時間を含むこと。
- ・会場準備、必要な照明、音響及びオペレーション要員を手配すること。
- ・動画の演出・構成は財団と協議の上決定すること。
- ・撮影は、東京都内において実施するものとする。なお、具体的な撮影場所等は財団と協議の上で決定する。

- ・取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、財団の承認を受けること。
- ・事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。
- ・制作期間中、随時、制作中の映像等を提出し、財団と調整しながら制作を遅滞なく進めること。
- ・撮影済の有料映像素材等を使用する場合には委託料に含むこと。

(3) 編集

- ・編集後の映像データは財団による校正を2回以上行い、財団の承認を得た上で完成させること。試写の結果、財団が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと
- ・必要な場合、財団が所有する東京観光のPR素材（写真、ロゴ等）を提供するため、編集等について対応すること。

(4) 動画データの納品

- ・以下を成果品として財団が指定する場所に納入すること。また、成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。
 - ア．映像マスターデータ（尺ごとの映像素材全て）
 - イ．電子データ（MP4形式）
 - ①完パケ
 - ②白完パケ
 - ③フッテージ（購入した映像・静止画等も含む）
 - ④圧縮版データ（柔軟に活用できるエンコード設定、適切なビットレート設定を施し映像クオリティを最大限保ったままデータ量を抑制した、YouTubeへ直接アップロード可能なデータ）
 - ウ．DVD（上記ア．及びイ．を収めたもの）2部
 - エ．映像シナリオ1部
 - オ．提案事項による成果物一式
- ・納品時期：令和5年2月下旬
 - ※具体的な納品日は財団と協議の上決定すること
- ・その他

当事業にて制作した映像の全てまたは一部を、財団が他のプロモーション活動に使用する為に、別途、第三者との契約による編集やDVD等の複製制作等ができるものとする。ただし、出演者との契約により二次利用ができない場合はその旨財団に通知すること。

(5) その他

- ・スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、事前に財団の承認を得ること。
- ・国及び東京都の定める感染症防止対策に関する最新のガイドライン等に則り、財団と協議の上、事業を進めること。なお、本件に関連して発生する費用については本件の委

託料に全て含むものとする。

- ・東京都、財団、エリアとの有機的な連携が確保できるよう、財団と綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、第7項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第7項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、第7項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- (5) 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

10. 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

11. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12. 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

13. 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - ② また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第7項「第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

14. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。
- (4) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等予防対策として、必要に応じて検温器、消毒液等の備品を用意すること。別途、国や東京都、各施設等のガイドライン、指示がある場合はそれに従うこととする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 担当：窪田・檜岡・大村 電 話： 03-5579-2684
